

委託契約書

1 委託業務の名称 大津市企業局お客様センター業務委託

2 履行期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

3 委託料

(1) 水道等開閉栓・現地精算業務及び開閉栓関連業務のうち水道等開閉栓等業務
水道等開閉栓等業務単価表（別表）に定める単価に当該月にかかる業務の実績件数を乗じて得た額に消費税額及び地方消費税額を加算した額とする。

ただし、この委託料に、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(2) 検針業務及び検針関連業務のうち検針業務

検針業務単価表（別表）に定める単価に当該月にかかる業務の実績件数を乗じて得た額に消費税額及び地方消費税額を加算した額とする。

ただし、この委託料に、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(3) 最終保障供給関連業務

最終保障供給関連業務単価表（別表）に定める単価に当該月にかかる業務の実績件数を乗じて得た額に消費税額及び地方消費税額を加算した額とする。

ただし、この委託料に、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(4) 窓口受付・収納業務及び関連業務、電話対応業務、ガス家庭用選択約款に係る申込関連業務、水道等開閉栓・現地精算業務及び開閉栓関連業務（うち水道等開閉栓等業務を除く。）、検針業務及び検針関連業務（うち検針業務を除く。）、滞納整理業務、債権管理業務、水道給水停止及びガス供給停止業務、水道・ガスメーター管理等業務、ガス託送契約に関する業務、水道・下水道・ガス審査等窓口業務

月額 円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円

委託者大津市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間に、頭書の業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 甲は、別添仕様書の目的を達するため、頭書の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、かつ、仕様書、乙の企画提案書に基づいて委託業務を実

施するものとする。

(履行期間)

第2条 履行期間は、頭書の履行期間のとおりとする。

(検査)

第3条 乙は、当該月に係る委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して書面により当該月に係る委託業務の完了したことを報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該月に係る委託業務完了の確認のための検査を行うものとする。

3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく補正を行い、再検査を受けなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第4条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、速やかに当該月に係る頭書の委託料（以下「委託料」という。）の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理した場合において、委託業務の実施状況が良好であると認めるときは、受理した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(費用の負担)

第5条 委託業務の実施に必要な器材等に係る費用は、全て乙の負担とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。

(2) この契約を履行しないとき（その不履行が軽微なものである場合を含む。）、又は前号に定めるもののほかこの契約に違反し契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 資力の低下等によりこの契約を履行できないおそれがあると認められるとき（その不履行が軽微なものである場合を含む。）。

(4) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。

(5) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号に

において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の委託に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

第7条の2 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条第1項若しくは第2項(同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第7条の2第1項(同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治

40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第7条の3 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、頭書の委託料(1)、(2)、(3)の単価に5年間の想定件数を乗じて得た額に消費税額及び地方消費税額を加算した額と頭書の委託料(4)に掲げる月額60月分の額を合計した額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第7条第1項第1号から第5号までの規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(損害賠償責任)

第8条 乙は、委託業務の実施に関して甲に損害を与えたとき、又はこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、甲は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

第8条の2 乙は、この契約に関し、第7条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、頭書の委託料(1)、(2)、(3)の単価に5年間の想定件数を乗じて得た額に消費税額及び地方消費税額を加算した額と頭書の委託料(4)に掲げる月額60月分の額を合計した額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、委託業務の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
(個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
(情報セキュリティ対策)

第11条 乙は、この契約による事務を処理するための情報資産の取扱いについては、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。
(業務継続の方法等)

第12条 高病原性新型インフルエンザ等（新感染症を含む）流行時に対応するため、別記3「高病原性新型インフルエンザ等流行時の委託業務特記事項」を守らなければならない。
(「不当介入に関する通報制度」の徹底)

第13条 乙は、この契約において暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入しようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を排除するため、別記4「「不当介入に関する通報制度」の徹底について」を守らなければならない。
(疑義の決定)

第14条 この契約に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、甲の定めるところによるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

大津市御陵町3番1号

委託者 甲

大津市

大津市公営企業管理者 南堀 弘

受託者 乙

別表

(1) 水道等開閉栓等業務単価表(5年間)

単位:円

項目	平・休	1件当り単価(税抜)
水道開栓(Φ13～Φ40)	平日	
水道開栓取付(Φ13～Φ40)	平日	
水道閉栓(Φ13～Φ40)	平日	
水道閉栓取外(Φ13～Φ40)	平日	
水道開栓(Φ13～Φ40)	休日	
水道開栓取付(Φ13～Φ40)	休日	
水道閉栓(Φ13～Φ40)	休日	
水道閉栓取外(Φ13～Φ40)	休日	
下水道調査(休止・無断使用)	平日	
下水道調査(休止・無断使用)	休日	
現地精算	平日	
現地精算	休日	
水道開栓(Φ50～Φ75)	平日	
水道開栓(Φ100～Φ150)	平日	
水道開栓(Φ200～Φ250)	平日	
水道開栓取付(Φ50～Φ75)	平日	
水道開栓取付(Φ100～Φ150)	平日	
水道開栓取付(Φ200～Φ250)	平日	
水道閉栓(Φ50～Φ75)	平日	
水道閉栓(Φ100～Φ150)	平日	
水道閉栓(Φ200～Φ250)	平日	
水道閉栓取外(Φ50～Φ75)	平日	
水道閉栓取外(Φ100～Φ150)	平日	
水道閉栓取外(Φ200～Φ250)	平日	
水道開栓(Φ50～Φ75)	休日	
水道開栓(Φ100～Φ150)	休日	
水道開栓(Φ200～Φ250)	休日	
水道開栓取付(Φ50～Φ75)	休日	
水道開栓取付(Φ100～Φ150)	休日	
水道開栓取付(Φ200～Φ250)	休日	
水道閉栓(Φ50～Φ75)	休日	
水道閉栓(Φ100～Φ150)	休日	
水道閉栓(Φ200～Φ250)	休日	
水道閉栓取外(Φ50～Φ75)	休日	
水道閉栓取外(Φ100～Φ150)	休日	
水道閉栓取外(Φ200～Φ250)	休日	

(2) 検針業務単価表(5年間)

単位:円

項目	1件当り単価(税抜)
検針業務	
ガス負荷計測器検針業務	
污水排出量認定計測装置確認業務	

(3) 最終保障供給関連業務単価表(5年間)

単位:円

項目	1件当り単価(税抜)
最終保障供給関連業務	

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備及び報告)

第2 乙は、この契約による事務における個人情報の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。次項において同じ。）に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあつては、乙は、受託者に対し、

当該委託で取り扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知等)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、定期に、及び必要に応じ随時に調査することができる。

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第16 乙は、この個人情報取扱特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

別記 2

情報セキュリティに関する特記事項

(法令遵守)

第 1 乙は、以下のものを順守しなければならない。

- (1) 個人情報の保護に関する法律
- (2) 本委託業務に関する関係法令
- (3) 本市の条例、規則
- (4) 情報セキュリティ基本方針
- (5) 大津市が保有する個人情報の取扱いに関する管理規程

(責任体制の整備及び報告)

第 2 乙は、この契約による事務における情報資産の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

(セキュリティインシデント等の緊急事態の対応)

第 3 乙は、セキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合に備え、甲及びその他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧並びに再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するための体制を整備しなければならない。

2 乙は、セキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該セキュリティインシデント等の緊急事態に関わる情報の内容、件数、事故の発生場所及び発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

3 甲は、セキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(提供資料の保全等)

第 4 乙は、提供資料の保全等について、次の措置を講じなければならない。

- (1) 資料等の利用者、作業場所及び保管場所の限定並びにその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での資料等の保管
- (3) 業務従事者以外の者が本業務で取り扱う電子データにアクセスできない環境の構築
- (4) 資料等を移送する場合の移送時の体制の明確化
- (5) 資料等を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検
- (6) 次のセキュリティ対策を施したパソコンの利用
 - ア パスワード等による認証の仕組み
 - イ 周辺機器のアクセス制限等によるデータ持ち出し制限

- (7) 甲が管理するシステムを利用する場合、当該システムにおいて、甲が指定する種類又は範囲の情報以外の情報へのアクセスの禁止
- (8) 本市庁舎内で業務を行う場合、名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- (9) 本市の許可を得ていない私用の端末、外部電磁的記録媒体での作業の禁止
- (10) 機密情報を含む電子データの暗号化処理
- (11) 業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (12) 海外のデータセンター等、日本の法令が及ばない場所に電子データを保管することの禁止
- (13) OSやセキュリティ対策ソフトウェアの最新状態を保持すること等による、外部からの不正アクセス防止・情報漏えい防止策の実施
- (14) その他、委託の内容に応じて、提供資料の保全のために必要な措置
- (15) 上記項目の業務従事者への周知

（コンピュータウイルス対策）

第5 乙は、コンピュータウイルス対策について、次の措置を講じなければならない。

- (1) 乙が調達し業務処理に用いる全てのサーバ及びクライアント端末（営業担当者が用いる端末等、事務処理に用いるものを含む。）について、コンピュータウイルス対策を講じること。
- (2) コンピュータウイルスの検知、リアルタイム保護、検疫機能などの機能を有するウイルス対策ソフトウェアを導入すること。
- (3) ウイルス対策ソフトウェアを常駐させること。
- (4) パターンファイルの更新については、パターンファイルが公開された時点で迅速に適用できる仕組みを用意すること。
- (5) コンピュータウイルス検出時には、利用者や情報セキュリティ担当者に迅速に通知する機能を持つと同時に、駆除・削除ができること。
- (6) 毎日、曜日指定、毎週、毎月等のスケジュールを作成し、定期的にウイルスチェックを行うこと。

（廃棄）

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、この契約による情報資産の取扱いを伴う業務を、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。次項において同じ。）に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあつては、乙は、受託者に対し、

当該委託で取扱う情報資産の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(調査)

第8 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、情報セキュリティ対策等の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に調査することができる。

(指示及び報告)

第9 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う情報資産の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(契約の解除)

第10 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第11 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

(定期的な研修の実施)

第12 乙は、定期的に情報セキュリティ研修を受講し、その旨を記載した報告書を甲に提出しなければならない。

別記 3

高病原性新型インフルエンザ等流行時の委託業務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、甲が国の「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成25年6月26日策定）」（以下「ガイドライン」という。）において国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者とされ、高病原性新型インフルエンザ等（新感染症を含む）流行時において、サプライチェーン（事業継続に必要な一連の取引業者）の確保を行わなければならないことを認識し、この契約による業務を実施しなければならない。

(弾力的な対応)

第2 乙は、高病原性新型インフルエンザ等（新感染症を含む）流行時を想定して業務体制をとることが前提であるが、実際に発生する新型インフルエンザ等のウィルスの特徴によって弾力的な対応が必要と考えられる場合は、国が示す対応方針等を踏まえて、甲は、この特記事項にかかわらず対策等を変更することがある。なお、乙は、毒性が明らかになるまでは、高病原性新型インフルエンザとして対応しなければならない。

(事業継続計画の策定)

第3 乙は、ガイドラインに従い事業継続計画又はそれに準ずるものを速やかに策定すること。その際、当該業務を「継続する重要業務」と位置づけなければならない。なお、乙において、既に事業継続計画が策定済みである場合にあっては、当該業務が「継続する重要業務」と位置づけられていることを確認し、位置づけられていないときは、直ちに是正しなければならない。

(事業継続計画の開示)

第4 甲の要請があれば、乙は、事業継続計画を開示しなければならない。なお、乙の開示により、甲が是正する必要があると認めた場合は、甲の指示に従い乙は速やかに是正しなければならない。

(人員の確保)

第5 乙は、業務を支障なく行うために必要な職務に精通し、かつ、ガイドラインに規定されている欠勤率（40パーセント）を考慮した人員を必要数確保しなければならない。なお、当該業務については、必要数を2人とし、原則としてこれらの人員は、甲からの連絡要請を受けてから1時間以内に業務場所に参集できなければならない。

また、やむを得ない事情により人員の確保ができない場合は、クロストレーニング（従業員が複数の重要業務を実施できるようにしておき、欠勤者が出た場合の代替要員とする。）を行い人員の確保に努めなければならない。

(連絡体制の確立)

第6 乙は、緊急時の連絡先について欠勤者を考慮に入れ、少なくとも第4順位者までを

局に事前に届け出なければならない。

(従業員健康状態の確認)

第7 乙は、業務に従事するものに対して、常に検温等健康状態の確認を実施し、発熱、せき及び全身倦怠感等のインフルエンザ様の症状があるものを従事させてはならない。

(局の執務室等を訪れる際の措置)

第8 乙は、甲の執務室及びその他甲の指定する場所（以下、「甲の執務室等」という。）を訪れる際には、事前に受託者の事務所等にて手洗い、手指の消毒を行い、マスク及びゴム手袋の個人防護具を装着したうえで乙の事務所等を出発し、甲の執務室等に入室する前に、予め甲の定める場所で装着してきた個人防護具を脱着し、所定のゴミ箱に破棄し、手洗い、手指の消毒、うがいを行い、用意されたマスク（必要によりゴム手袋）を装着しなければならない。

(調査)

第9 甲は、乙が当該業務を行うに当たり、策定された事業継続計画の実施状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記4

（「不当介入に関する通報制度」の徹底）

1. 受託者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
2. 受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、報告するものとする。
また、受託者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む。）がある場合は、その者に対して、十分に指導を行うものとする。
3. 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

不当介入 **（不当要求
業務妨害）** 事案通報書

滋賀県 警察署長 様
大津市公営企業管理者 様

(報告者)

		※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課
受託者	所在地	(本社)	電話 () — FAX () —
		(現場事務所)	電話 () — FAX () —
	名称		
	代表者	(現場事務所の代表者)	
	通報者等	(通報者の職・氏名) 電話 () —	
		(対応者) 所属会社名 電話 () —	
		氏 名	
役 職			
不当介入の 行為者	住 所	電話 () — FAX () —	
	所 属		
	役 職		
	氏 名		
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃		
	〔元請・下請〕 (下請の場合は、現場事務所の所在地)		電話 () — FAX () —
業務件名			
不当介入の 内容・被害 の状況			
警察への 通報の状況	(警察への通報) 有 ・ 無		
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署 課
	(通 報 日 時) 令和 年 月 日 時 分頃		

注1 第一報は、この様式に必要な事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課（刑事第二課）あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。

2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。

3 下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず受託者（元請負人）が聞き取り調査をして記入し、通報すること。

4 ※の欄は、警察署において記入すること。

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 委託者又は受託者は、履行期間内で履行期間開始の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前未履行分契約金額（契約金額から当該請求時の既履行分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後未履行分契約金額（直接人件費に相当する額を変動後の賃金を基礎として算出した当該額に置き換えた変動前未履行分契約金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前未履行分契約金額の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 前項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、原則請求のあった日の属する月の1日を基準とし、賃金水準の変動率等に基づき委託者又は受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、基準日以後の履行期間が2か月以上あることを要し、前項の基準日が決定した際に、当該基準日以後の履行期間が2か月未満であった場合は、前項の協議を打ち切るものとする。
- 5 第3項の協議開始の日については、委託者又は受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。
- 6 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行期間開始の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。